

佐賀県立佐賀商業高等学校いじめ防止基本方針

令和元年5月24日改正

1 策定の意義

いじめは人権の侵害であり、生徒の身体や人格を傷つけ、時として生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、決して許されるものではない。

そのため、いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるとの認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

このことから、本校は、これまでの、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・早期対応、③いじめの再発防止の取組をさらに充実させ、保護者・地域、関係機関等と連携して取り組むために基本的な方針を定める。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- いじめの防止は、すべての生徒が安全、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行う。
- いじめは、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することを第一義に、学校は、家庭、地域住民、県その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

3 いじめの防止等のための指導体制・組織

(1) 学校いじめ・体罰等対策委員会の設置と役割

- いじめの防止等に関する対策や措置を学校の中核となって実効的に行うため、「学校いじめ・体罰等対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を置く。

いじめ防止についての対策委員会の役割は、要綱の中で定めており、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの調査、解消及び再発防止に関するなどを扱う。また、対策委員会の委員及び体罰に関する事等についても要綱で定める。

- 事案の状況等必要に応じ、校長の求めにより、校長が必要と認める外部委員を含めた拡大対策委員会を開催する。拡大対策委員会の委員及び役割は要綱で定める。

(2) 未然防止の対応、及びいじめ覚知後の対応

いじめの未然防止については、学校の基本方針にそって学年と関係校務分掌が連携をしながら学校全体として取り組む。

いじめ覚知後は、いじめ防止対策推進法の規定に則り、「教育現場における安全管理の手引き」及び学校の危機管理マニュアルにそって、委員会を開催し、速やかに対応する。

4 いじめの未然防止の取組

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにするとともに、いじめに向かわない態度・能力を育成するよう、授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

また、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、すべての教職員が共通理解を図り、学校の教育活動全体を通じて取り組む。

(1) 道徳教育・人権教育の改善・充実

生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、確かな人権感覚を身に付け、望ましい人間関係を構築させるため、学校教育活動全体における位置付けを明確にした道徳教育及び人権教育の取組の改善・充実に努める。

(2) 生徒の自主的な取組への支援

生徒が自主的・自発的にいじめ問題を考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう生徒会活動などの特別活動を充実させる。

(3) いじめ防止強化月間の設定

毎年5月及び12月を「いじめ防止強化月間」に設定し、いじめ防止に関する学習や活動を集中して行う。

(4) インターネットを通じて行われるいじめの防止の取組

生徒の情報機器の使用状況を調査し、実態に応じた情報モラル教育の充実に努め、インターネットを通じて行われるいじめの防止を図る。

(5) 家庭・地域・関係機関が一体となった取組

学校便りや後援会総会、学校評議員会、同窓会総会等を通じて、いじめが生徒の心身に及ぼす影響や一体となっていじめを防止することの重要性など、いじめの問題の理解を深めるための啓発活動を行う。

5 いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持ち、早期からの適切な対応により、いじめの積極的な覚知に努める。

以下の取組を柱にいじめの早期発見に努め、生徒・保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。

(1) 相談体制の整備

① 担任による面談

教育相談月間を設け、個人面談を行い、学校での生活状況や進路等について話し合う。気になる状況については、保護者、学校関係者、スクールカウンセラー等により情報を共有し、適切に対応する。

② スクールカウンセラーによる面談

「教育相談だより」や「鮫ノ門だより」や学校ホームページ等により、スクールカウンセラーによる面談の日程を生徒・保護者に周知する。

③ 相談窓口の充実

学校のホームページ上に相談メールを受け付けるアドレスや電話番号を掲載する。相談を受けた者は、直ちに管理職に報告し、校長は速やかに対策委員会を開催し対応する。

(2) いじめに関するアンケート調査

県の標準様式及び学校独自の生活アンケート調査、学習用PCのアンケート機能などを有効活用し、年3回程度(学期毎)の調査やQU検査などを活用し、いじめの早期発見に努める。定期的に行うことでのいじめ抑止の効果もある。

6 いじめ事案への対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的対応をすることで被害生徒を守り、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめ発生時の対応

① いじめの覚知

通報や相談等により、各教職員が、いじめと疑われる事案を覚知した場合は、速やかに管理職に報告する。報告を受けた管理職は、直ちに対策委員会を開催し、聞き取り調査等を行うとともに、教育委員会に第1報（覚知報告）を行う。

② いじめの認知

いじめの定義に従い、いじめを認知した場合は、対策委員会で改めて調査方法、被害・加害生徒・保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し関係者に指示する。さらに事案の状況に応じ、外部委員を加えた拡大対策委員会を開催する。

また、認知後1週間に目途に教育委員会にいじめ第2報（認知報告）を行う。

なお、認知したいじめが既に終息したものであれば、学年主任や担任等により被害・加害生徒への指導等を行い、管理職にその内容を報告する。

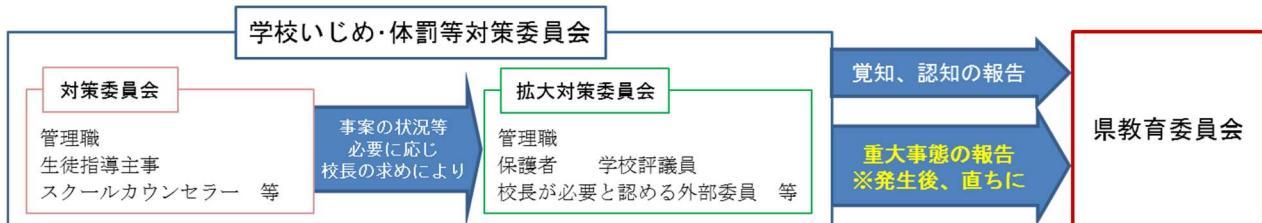
③ 情報の記録及び共有

各教職員は、教育現場における安全管理の手引き及び危機管理マニュアルに従い対応するとともに、いじめに係る情報を適切に記録し共有する。

いじめの覚知、認知に至った情報などは、必要に応じて適宜、各教職員と情報共有を図る。

この場合のフローは、次のとおりとする。

フロー1



(2) 重大事態への対応

重大事態の要件とは、①いじめにより、学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②いじめにより学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときであり、いずれも、疑いの段階でも重大事態になることに留意する。

重大事態が発生した場合又は被害生徒や保護者等から重大事態の申立てがあった場合は、直ちに教育委員会に報告するとともに連携して事案に対応する。

なお、①の場合はフロー1を用いるが、②の場合のフローは、次のとおりとする。

欠席日数 3 日

- ◇ 欠席が 3 日間続いた場合、家庭訪問を行い、当該児童生徒の状況確認や保護者からの情報収集をする。

○ いじめが疑われる事案の場合

- ・県教育委員会学校教育課（以下「学校教育課」という。）に覚知報告（第 1 報）
- ・当該児童生徒のいじめによる欠席日数（疑いも含む）の確認

○ いじめの疑いがない場合

- ・その後も欠席が続いた場合は、当該児童生徒の状況を随時確認し、いじめの疑いの余地があれば学校教育課に覚知報告（第 1 報）

覚知後直ちに

- ◇ 校内いじめ対策委員会を開催し、事案について確認し、認知の是非について検討する。

○ 認知に至った場合

- ・学校教育課に認知報告（第 2 報）
- ・対応を保護者に説明
- ・いじめの内容確認

○ 認知しなかった場合

- ・学校教育課に認知しなかった経緯を報告（第 2 報）

欠席日数 10 日

- ◇ 校内いじめ対策委員会を開催し、副校長又は教頭が学校教育課に報告する。

- 【報告内容】 ○ 被害児童生徒・加害児童生徒の状況
○ 学校の対応状況

欠席日数 20 日

- ◇ 校内いじめ対策委員会を開催し、副校長又は教頭が学校教育課に報告する。

- 【報告内容】 ○ 被害児童生徒・加害児童生徒の状況
○ 学校の対応状況

※欠席日数 20 日以降、被害児童生徒の状況を学校教育課に毎日報告する。

欠席日数 30 日

- ◇ 校長から学校教育課に、重大事態発生を文書で報告する。

- 【報告内容】 ①学校名 ②対象児童生徒氏名、学年、性別 ③欠席期間
④報告時点での対象児童生徒の状況 ⑤重大事態の判断根拠

7 いじめの再発防止の取組

被害生徒へのケア、加害生徒への指導、保護者を交えた謝罪の場を設けるなど、適切な措置により一定の解決を図った後、3か月以上経過観察を行ってから、被害者への聞き取りを行う。その上で、通常の生活に戻った状態として「解消」の判断ができる場合、対策委員会を開催し、協議の上、改めて「解消」に至った場合は、教育委員会に「解消」報告をする。

8 職員研修

- 4月 … いじめの定義、対応についての研修会
- 8月 … いじめへの対応力向上を図る研修会、情報モラル研修会、事例研修会
- 11月… 佐賀県いじめ防止対策研修会に係る伝達講習会
- 3月 … いじめ防止等の取組の課題、次年度の取組についての研修会

9 取組体制の点検及び評価

(1) いじめの問題に関する点検項目

いじめ問題の対応について学校自己点検を行い、改善充実を図るため、定期的に「いじめの問題に関する点検項目」を活用して点検する。また、点検結果を教育委員会に報告する。

(2) 学校評価の活用

学校評価に共通評価項目として設定している「いじめ問題への対応」について、評価の観点・具体的目標・具体的方策を設定し取り組む。年度末に取組状況について評価を行い、次年度に向けた取組の改善にいかす。